

平成 20 年 3 月 25 日

邑南町規則第 13 号

邑南町ふるさと寄附条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は邑南町ふるさと寄附条例（平成 20 年邑南町条例第 5 号。以下「条例」という。）による寄付金の取扱い及び邑南町ふるさと基金（以下「基金」という。）の積み立て、管理、運用及び処分に関し必要な事項を定める。

(寄附金の受入れ等)

第 2 条 寄附金は、寄附の申し込み（様式第 1 号）により受け付けるものとする。

2 町長は、寄附の申し込み又は収受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受け入れを拒否し、若しくは収受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項に規定する取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(基金台帳等の作成)

第 3 条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、ふるさと基金台帳（様式第 2 号）（以下「基金台帳」という。）を作成しなければならない。

2 町長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄附者への報告)

第 4 条 町長は、条例第 7 条に規定する基金の処分を行った場合は、当該基金の事業への充当結果を寄附者に報告するものとする。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。